

神奈川県環境農政局公共事業評価委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県環境農政局公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第5条の規定に基づき、委員会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員長は委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(意見具申)

第3条 委員会は、県からの求めに応じて、県が作成した対応方針の案について討議し、委員長が必要があると判断した場合は、その結果を少数意見も含めてとりまとめ、県に対して意見の具申を行う。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が県の要請を受け召集する。

2 会議は、委員の二分の一以上の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(委員でない者の出席等)

第5条 委員会は、事業の特性や技術的判断を意見に反映するため、必要があるときは、特定事項に関する専門知識を有する学識経験者等の外部専門家の意見を聴くことができる。

2 委員会は、再評価実施主体等の関係者の出席を求めて、その説明を聞くこと、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第6条 委員会の会議は、公開とする。ただし、会議の内容が、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）第5条各号の非公開情報に該当する場合、又は委員会を公開することにより公正又は円滑な運営に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、非公開とすることができる。

2 会議の資料は、公表できるものとする。ただし、個人情報等には、十分留意して取り扱うものとする。

3 会議の議事録は、公表することができる。

(市町村事業等)

第7条 委員会は、市町村（政令指定都市を除く。）の環境農政所管部署等が主体となって行う国が所管する補助事業等について、第3条に準じて意見の具申を行うことができる。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要領は、平成11年1月26日から施行する。

附則

この要領は、平成11年10月19日から施行する。

附則

この要領は、平成14年11月21日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。